



平成 21 年 8 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社 プラコー
代表者名 代表取締役社長 秦 範男
(J A S D A Q ・ コード 6 3 4 7)
問合せ先 取締役 権田 和陸
電話 0 4 8 - 7 9 8 - 0 2 2 2

訴訟の提起に関するお知らせ

今般、平成 21 年 8 月 25 日付けで当社は下記のとおり訴訟の提起を受け、本日郵便にて受領し内容を確認しましたので、お知らせいたします。

記

1. 訴訟が提起されるに至った経緯

当社は、原告であるシャンコール商研株式会社から平成 20 年 5 月 24 日付けで二軸式破碎機 PTK-45100、1 台の注文書を受領し、納入期日を平成 20 年 9 月 10 日とする売買契約が成立いたしました。

ところが、納入期日が到来した平成 20 年 9 月を迎えて、営業担当者が納入期日に関する確認をしたところ原告からの電話により当該機の納入期日を平成 20 年 12 月末まで、延長して欲しい（その理由は、当該機を納入する工場建屋の完成が遅れているとのことでありました）との連絡を受けて待機しておりました。

平成 21 年 3 月になっても納入期日の連絡がないため、営業担当者が電話により幾度か催促いたしましたが無回答でありました。さらに、平成 21 年 7 月 30 日当社営業担当者が電話にて原告から「当該機の契約を取り消したい」と表明されました。

当社は、平成 21 年 3 月 31 日の決算期を過ぎたことから、平成 21 年 8 月 6 日当社営業本部長ほか 2 名で原告と面会して、完成済みである当該機の納入期日を改めて催促いたしました。

その席上、当社は公開企業でもあり、当社による事由でなく原告の事由による 11 ヶ月間を超える納入期日の繰り下げは、容易に承諾できない旨を主張しました。

平成 21 年 8 月 27 日、周南簡易裁判所から損害賠償請求通知を特別送達便として受領いたしました。

2. 当該訴訟の提起があった裁判所及び年月日

周南簡易裁判所訴訟 B 係 平成 21 年 8 月 25 日

3. 当該訴訟を提起した者

- (1) 商 号 シャンコール商研株式会社
(2) 本 店 所 在 地 広島市西区井口 5-1-14

(3) 代表者の役職・氏名 代表取締役 重村 俊雄

4. 当該訴訟の内容及び金額

(1) 訴訟の内容

当該機械売買契約の取り消しによる逸失利益1, 325千円の損害賠償を求める。

(2) 損害賠償請求金額 1, 325千円

5. 今後の見通し

訴状に記載された原告の主張を到底受入れることはできませんので、事実に関して当方から反論を主張いたします。

なお、今後の業績に与える影響につきましては、詳細が明らかになり次第直ちに開示いたします。

以 上